



2025/12/01 10:10 現在の情報です。

表 題 部 (土地の表示)		調製	平成15年10月22日	不動産番号	4103000534440
地図番号	N42、52	筆界特定	余白		
所 在	北秋田郡比内町味噌内字宿内中岱			余白	
	大館市比内町味噌内字宿内中岱			平成17年6月20日行政区画変更 平成17年6月29日登記	
① 地 番	② 地 目	③ 地 積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
65番2	原野	3968:	:	65番から分筆 〔昭和49年8月21日〕	
余白	余白	3102:	:	年月日不詳一部地目変更 ③65番2、65番7に分筆 〔昭和60年3月2日〕	
余白	余白	3187:	:	③錯誤 国土調査による成果 〔昭和61年5月20日〕	
余白	余白	余白	:	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成15年10月22日	

権 利 部 (甲 区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	所有権移転	昭和55年6月18日 第7267号	原因 昭和55年5月17日贈与 所有者 北秋田郡比内町味噌内字屋布尻10番 地 岸 タ エ 子 順位3番の登記を移記
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成15年10月22日
2	所有権移転	令和7年10月21日 第6744号	原因 平成27年3月6日相続 所有者 大館市比内町新館字野開59番地60 岸 智 都 子

- * 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人（所有者）の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。
- * 下線のあるものは抹消事項であることを示す。